

## 令和6年度 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人指導監査について

### 1. 指導監査の概要

社会福祉法第 56 条第 1 項及び 144 条 2 に基づき、筑後市が所管する7法人に対して指導監査を実施し、合計 45 件の指摘を行いました。

筑後市社会福祉法人等指導監査実施要領に基づき公表します。

### 2. 主な指摘事例

#### (1) 法人運営に関するもの

##### ・監事の理事会への出席義務について

監事は、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から、理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないとされている。このことから、理事会への出席義務が課されているが、2 回以上続けて欠席した監事がいたり、監事全員が欠席しているケースがあった。

##### ・事業計画及び収支予算の承認について

事業計画及び収支予算について、法人定款で評議員会の決議・承認事項と定められているにも関わらず、決議・承認がなされていなかった。

##### ・就任関係書類について

評議員に係る欠格事項及び特殊の関係にある者の確認書類について、記入されていないものがあった。また、理事の選任手続における欠格事項及び特殊の関係にある者の確認書類と理事の就任承諾書について保管されておらず確認できなかった。

##### ・理事長の職務執行状況の報告について

理事長及び業務執行理事は、理事会において 3 か月に 1 回以上職務の執行について報告が必要だがなされていなかった。

##### ・議事録について

評議員会及び理事会の議事録について、作成が確認できなかった。

#### (2) 法人会計に関するもの

##### ・会計伝票について

経理規程に定めている会計伝票への記載項目、承認処理となっていない方法で支払処理を行っていた。

##### ・契約手続きについて

契約締結の際、契約書や請書等が作成されていなかった。また、法人経理規程に沿った契約事務を行っていないケースが散見された。併せて、随意契約において、その理由や業者選定理由等を記した伺書を作成していないケースが散見された。

##### ・資産総額の変更登記について

資産総額の変更登記は、組合等登記令に従い 6 月末までに登記をする必要があるが、登記資料の

保管がなされていないため確認できないケースや、そもそも登記手続きを怠っていたケースがあった。

- 財産目録について

記載内容の誤りや法人定款に記載している内容との齟齬があった。